

専修学校・各種学校の目的変更に係る手続きの整理について

1 専修学校の目的の変更について

(1) 専修学校の目的の意義

専修学校は、入学資格・修業年限・教育内容などが異なる幅広い範囲の分野の教育を包括しており、実的な知識・技術を習得するための実用的、専門的な教育機関としての性格を持つ。

専修学校の目的とは、各校がどのような建学の精神の下に、具体的にどのような教育内容を行うものかを指す。

(2) 専修学校の目的変更手続きに係る規定

学校教育法（抜粋）

第百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

私立学校法（抜粋）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

専修学校は、その目的に応じ8分野に区分され、その教育内容は多種多様であり、教育目的が変わる場合、変更の前後で学校としての同一性が保たれないケースがあることから、適切な判断に係らしめることができるよう認可事項と定められており、その認可にあたっては私立学校審議会に諮問することとされている。

(3) 現状と課題

ア 目的に表記すべき内容に関して法令等の定めが明確でなく、各校で様々な表記が使用されているため、学則に定める目的の記載が抽象的表現に留まる場合、目的変更認可申請を行うべきと考えられる事案において申請がなされない。

課題のある学校の例

学則に定める目的 第1条 本校は、高い専門技術と広い視野と豊かな人間性を備え、社会に貢献する人材の育成を目的とする。

教育内容の変更 自動車整備士の学科（工業専門課程）を設置する専門学校が、新たに日本語学科（文化・教養専門課程）を設置する

（本来あるべき手続）目的変更認可申請→施設設備や教員配置等について確認・審査→審議会諮問→答申→（原則として）日本語学科開講の半年前に認可

（実際には）目的が抽象的であるため、どのような教育内容の改編も既存の目的の範囲内となり、目的変更認可申請がなされず、学科設置の届出が学科開講の直前に提出される
→大阪府が日本語学科について法令違反等の不備を把握した時点で、既に当該学科に生徒が在籍している状態となり、生徒の就学環境の確保に困難が生じる

⇒法令の趣旨に則り、教育目的（＝教育内容）が変わる場合において、適切な審査が行われるよう、手続を整備する必要がある

イ 学則に定める目的の文言変更も目的変更にあたるものであり認可事項であるが、現在、教育内容の変更を伴わない学則に定める目的の文言変更については、学則変更届を受理する運用を行っている

⇒教育内容の変更を伴わない場合であっても、法令に則り適切な手続を行う

2 各種学校の目的の変更について

(1) 各種学校の目的変更手続に係る規定

学校教育法施行令（抜粋）

第二十七条の三 私立の各種学校の設置者は、その設置する各種学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則（収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき。

各種学校の目的の変更については届出事項とされているが、大阪府においては、各種学校の目的変更届に係る具体的事項（添付書類等）を学校向けに明示していなかった。

(2) 現状と課題

現在、専修学校と同じく多様な教育内容が各種学校において展開されており、今後、留学生向けの学科新設など、学校の同一性が保たれない目的変更も想定される。

⇒専修学校と同様に、学校の教育目的と実態とが合致しているのかを確認する必要性が高まる

3 対応方針

(1) 審査基準解釈指針の改正【専修学校・各種学校】

設置認可等に係る審査の着眼点等について明示した「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針（以下、「解釈指針」）」を改正して、専修学校・各種学校の学則において、目的に定めるべき内容・範囲を明らかにする。

【記載すべき内容・項目】

- ・具体的にどのような教育内容を行う学校であるかを明らかにし、設置する課程・学科との関連性を明確にすること
- ・特に、国家資格の養成施設の指定を受ける場合は、当該国家資格の名称を明記すること

※各種学校についても、学則における目的の記載について専修学校と同等の水準を求める

標準的な例

（目的）

第1条 本校は、学校教育法に基づき、〇〇専門課程を設置して〇〇〇〇及び〇〇〇〇に関する知識、技術及び技能を教授し、以って〇〇〇〇に係る専門性と広い視座を備えた人材を育成することを目的とする。

国家資格の養成施設の指定を受ける場合の例

（目的）

第1条 本校は、学校教育法及び〇〇法に基づき〇〇専門課程を設置し、〇〇〇〇に関する知識、技術及び技能を教授して〇〇師を養成し、以って〇〇分野の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

⇒具体的な教育目的の記載を求めることにより、教育内容に変更が生じる場合は目的変更手続が行われる

(2) 教育内容の変更を伴わない文言の変更（軽微な変更）に係る手続の整理【専修学校】

現在、届出で処理している教育内容の変更を伴わない「学則に定める目的の変更」（規程整備や文言修正等の軽微な変更）についても、法令に則り認可手続を行う運用に改める。

ただし、認可審査の迅速化、手続きの簡素化の観点から、私立学校審議会への事前の諮問を省略し、毎年度末の審議会（3月定例会）において、当該年度の軽微な目的変更の認可について一括して報告する。

(3) その他手続き等の整備【専修学校・各種学校】

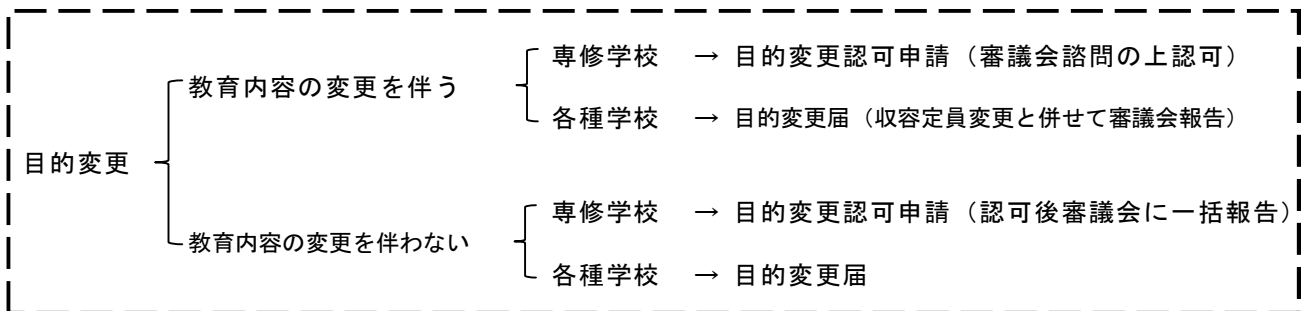
ア 「事務の手引」の改訂（各校が使用する手引において適正な手続を促す）

- ・学則作成例の修正（第1条（目的）の記載例を充実させる）
- ・学科新設等の計画段階で、目的変更の要否を大阪府に相談することを明示する

イ 各種学校の目的変更手続きについて

- ・目的変更届の整備
- ・私立学校審議会への報告

各種学校の教育内容の変更は、必然的に収容定員の変更と一体的になされるものであることから、収容定員変更の申請内容の審査において、目的の規定と教育内容の実態が合致しているかについても確認し、審議会に諮る際には、併せて目的変更の内容についても報告する。



4 今後のスケジュール

10月 解釈指針の改正、事務の手引き改訂（学則作成例の改正等）

12月 定例会において、解釈指針改正の最終報告

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針

令和3年2月1日策定

令和3年●月●日改正

この指針は、大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準の解釈を示すものである。

なお、各種学校の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の変更認可にあつては、以下「専修学校」を「各種学校」と読み替えること。

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

→ 専修学校を設置する場合は、学則に定める目的に以下の内容を記載し、当該専修学校で実施する教育内容を明らかにすること。

ア 当該専修学校の建学の精神に加え、設置する課程・学科との関連性が明確になるよう行おうとする教育内容について具体的に記載すること。

イ 特に、法令に基づく各種国家資格の養成施設として指定を受ける場合にあつては、養成施設であることが明確になるよう、当該国家資格の名称を記載すること。

第1 私立専修学校の設置認可

1 設置者

専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び永続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。

→ 「一定期間の事業実績を有していること」とは、認可時点において、法令に基づく各種国家資格の養成施設として、修了生を輩出していることを指すものとする。

6 施設及び設備等

(2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準上必要な面積以上であること。

→ 教育上及び安全上支障がなく、次のアからウのすべての条件を満たす校舎の敷地は校地とし、当該校舎の面積を(2)の面積に算入することができるものとする。

- ア 休み時間（授業と授業の間の休憩時間をいう。）に移動できる距離（概ね徒歩10分以内）の範囲内であること。
- イ 生徒の安全性を確保するために、必要な措置を講じること。
- ウ 校舎の間の移動を最小限にするよう時間割を設定すること。

(5) 教室等の数は、同時に授業を行う学級数以上であること。

- 「同時に授業を行う学級数」とは、授業が実際に開講されているか否かにかかわらず、学則に定める授業時間において同一の時間帯（昼間、夜間等）に授業を行う学級数を指すものとする。

(7) 教員室と事務室は、1つの施設をもって兼用することができる。また、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、保健室を他の施設と兼用することができる。

- 保健室を他の施設と兼用する場合は、パーティションで仕切る等、利用者に配慮した様態とすること。

(8) 教育上及び安全上支障がなく、次のいずれの条件も満たす場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。ただし、同時に授業を行う学級数を超えない教室等は共用することができない。

- 「学校等」とは、学校教育法第1条に掲げる学校（1条校）、同第124条に掲げる専修学校及び同第134条に掲げる各種学校を指すものとする。

ウ 教員室、事務室、図書室、保健室等を共用する場合は、他の学校等が同一の建物内にあること。

- 教員室及び事務室を共用する場合は、生徒情報等の学校運営上の情報を適切に区分管理し、各々の学校の独立性が担保されるよう運営すること。

7 資産等

(1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有とする。ただし、国、地方公共団体等の財産であって、次のいずれの条件も満たす場合は、借用とすることができる。

- 「国、地方公共団体等」には、独立行政法人及び地方独立行政法人を含むものとする。
- (4)についても、同様とする。

(2) 専修学校と当該専修学校以外の施設（以下「他の施設」という。）とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国、地方公共団体等が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。

- 同一の建物内に複数の専修学校を設置する場合にあっては、設置認可等の審査の対象である専修学校以外の専修学校は「他の施設」にあたるものとする。専修学校を複数設置する場合にあっては、それぞれの専修学校の使用する部分の区分が明確であり、構造上独立していなければならないことに留意すること。

→ (3)及び(4)についても、同様とする。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

→ 客観的に確認できる書面等として、取決め事項が規定された寄附行為、設置者の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書、又は、取決め事項が明記された不動産賃貸借契約の写し等を提出すること。

オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

→ 「教育長が別に定める基準」とは、「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準」を指すものとする。

(3) 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

→ 客観的に確認できる書面等として、区分所有者間での取決め事項が明記された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約の写し等を提出すること。

(4) (1)にかかわらず、特別の事情があり教育上支障がないと教育長が認める場合で、次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。

→ 「特別の事情」と認めるものについては、生徒の安全確保の観点から緊急やむを得ない場合等に限るものとし、その判断は個別に行うものとする。単に校地及び校舎を自己所有する資産がない等の経済的事情はこれにあたらぬことに留意すること。

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令に基づく処分及び法人の寄附行為又は定款等に基づいて適正に管理運営されていること。

→ ここに掲げる「関係法令」には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）を含む。外国人留学生を受け入れ専ら日本語教育を行う課程であって、日本語教育機関として告示されていないものについては、同法令の趣旨を逸脱するものであることから、専修学校の課程としてはこれを認めないものとし、既存の課程については、本指針策定後の定員増加はこれを認めないものとする。

→ 専ら日本語教育を行う課程とは、日本語教育機関の告示基準及び同解釈指針に準じ、課程の名称の如何にかかわらず、その教育課程が日本語能力の獲得を目的

とするものを指し、当該課程のカリキュラムに占める日本語教育の授業時数の割合等で一律に決するものではないことに留意すること。

第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第1の3ただし書及び5から9までを準用する。

→ 収容定員の増員と減員を同時に行うことで学校の総定員が変わらない場合であっても、収容定員の変更にあたることに留意すること。